大府医発第３４９号
令和６年８月７日

郡市区等医師会長殿

一般社団法人 大阪府医師会
会 長　中 尾　正 俊
（ 公　印　省　略 ）

医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策の取組みについて

平素は本会事業に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

医療機関等のサイバーセキュリティ対策については、日医発第 361 号（情シ）『令和６年度版「医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト」及び「医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストマニュアル～医療機関・事業者向け～」について』にて既にご案内した通りでございますが、令和６年５月には岡山県精神科医療センターでサイバー攻撃事案が発生し、電子カルテに係る一部診療に影響が生じるとともに、個人情報の流出も確認されております。

こうした状況を踏まて、厚生労働省では、チェックリストの中でも特に迅速に対応すべき事項を「サイバー攻撃リスク低減のための最低限の措置」として取りまとめ、日本医師会を通じて本会へ周知依頼がございました。内容としては、

〇パスワードを強固なものに変更し、使いまわしをしない

〇IoT 機器を含む情報資産の通信制御を確認する

〇ネットワーク機器の脆弱性に、ファームウェア等の更新を迅速に適用する

以上３点を呼びかけるものとなっております。

なお、日本医師会サイバーセキュリティ支援制度では同チェックリストに対応するため「日本医師会セキュリティガイドライン相談窓口」を設けております。本件やチェックリストにご対応いただく中で、不明点等がございましたらご活用ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

【日本医師会セキュリティガイドライン相談窓口】
TEL:0120-339-199　平日９時～18 時（土日、祝日、年末年始は休業）
※詳細は日本医師会メンバーズルーム内専用ページをご確認ください。
https://www.med.or.jp/japanese/members/info/cyber_shien.html

大阪府医師会総務課企画室℡06-6763-7021